

雇用保険法について (4)

以前も触れましたとおり、失業等給付を受けるには「労働の意思」と「能力」が備わっていることが必要です。ですから、「労働の意思」と「能力」を確認するために、28日に1回、公共職業安定所に出頭し、「失業の認定」を受けることになるわけです。では、万が一、なんらかの理由で公共職業安定所に出頭することができなくなってしまうようなときには、どうしたらいいのでしょうか？ このようなときは、証明書により、失業の認定を受けることができます。また、病気やけがのため、労働の「能力」が認められない状態が長く続きようなとき、失業給付は受給できるのでしょうか？

今回は証明書による失業の認定と病気やけがにより働くことができない状態が続いた場合に、基本手当に代わって支給される傷病手当を中心にお話を進めてまいりましょう。

傷病手当

①証明書による認定

受給資格者は、次のいずれかに該当するときは、公共職業安定所に出頭できなかった理由を記載した証明書を提出することによって失業の認定を受けることができます。

(1) 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出

メンターネットワーク 社会保険労務士
小森谷 一恵

頭できなかった場合で、その期間が継続して15日未満であるとき

(2) 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかったとき

(3) 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭できなかったとき

(4) 天災その他やむをえない理由のために公共職業安定所に出頭できなかったとき

上記(1)～(4)の場合は、その理由がやんだあとの最初の失業の認定日に公共職業安定所に出頭し、受給資格者証に証明書を添えて提出することにより、失業の認定を受けることができます。

②傷病手当の要件

傷病手当は一般の受給資格者のみ（高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者を除く）に支給される給付で、求職の申込後に疾病または負傷により、基本手当の支給を受けることができないときに基本手当に代わって支給されます。傷病手当が支給されるためには次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしていること

(2) 求職の申込後に疾病又は負傷のために、継続して15日以上職業に就くことができないこと

次のケースでは傷病手当は、支給されません。

(1) 給付制限中の日

(2) 健康保険法に規定された傷病手当金を受けられるとき、労働基準法に規定された休業補償を受けられるとき、労働者災害補償保険法に規定された休業補償給付又は休業給付を受けられるとき、その他これらに相応する給付を受けられるとき

(3) 待機期間中

③傷病手当の受け取り方

受給資格者が傷病手当の支給を受けるためには、傷病の認定（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定）を受けることが必要です。

なお、傷病の認定を受けようとするときは、職業に就くことができない理由がやんだあとの最初の支給日（口座振替の場合は、支給日の直前の失業の認定日とし、支給日がないときは受給期間の最後の日から起算して1ヶ月を経過した日）までに、公共職業安定所へ傷病手当支給申請書に受給資格者証を添えて提出しなければなりません。

④傷病手当の支給内容

傷病手当の日額は、基本手当の日額に相当します。また、傷病手当を支給する日数は、所定給付日数から基本手当を支給する日数を差し引いた日数となります。なお、傷病手当を支給したときは、傷病手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなされます。つまり、実質的には、基本手当の名称が傷病手当にかわるといっただけで、本人の受給する額などの変更はなしということになりますね。

日本農業法人協会の新スタッフより御挨拶

“今月から勤務させていただくことになりました岸本淳平と申します。

前職では測量会社の技術営業に従事しておりました。妻と8ヶ月になる娘1人のささやかな家庭を持っております。

大学時代には、指導教授のアシスタントとして中国のタクラマカン砂漠へ水文調査に行ったことがあります。極端に降水量の少ない地域では、激しい乾燥により地中の塩分が地表に集積して起きる塩害が見られます。その景色は真夏の砂漠に雪が積もったかのようなのですが、灌漑も出来ないことから農業の難しさを感じました。

また、これまで農作業と直接関わるものがほとんどありませんでしたが、結婚してから妻の実家で農業の手伝いをする機会を得ました。親族にも農家があり、今ではとても身近に農業を感じるようになりました。

これまでの知識や経験を活かして力を尽くしていきたいと思っています。どうぞ宜しくお願いいたします。”

各ブロック交流会に愛媛県の会員が参加します！

来週から平成16年度の農業法人ブロック交流会がスタートします（近畿、東海ブロック）が、今年度の秋季セミナーの開催地である愛媛県から、同セミナーの実行委員長の（株）ニューズの門田治満社長や同副委員長の（有）宇和牧場の萩原裕士社長がPRのため、各ブロック交流会に飛び入り参加します。ご期待下さい。

「アグリビジネス経営塾」206号
2004年7月8日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001



Tel : 03-5156-0365 Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
HP : http://www.hojin.or.jp/